

(頭書)

業務委託契約書（単価契約）

収 入
印 紙

- 1 委託業務名 税務証明等窓口業務に係る労働者派遣契約
- 2 履行場所 個別契約書のとおり
- 3 契約期間 令和 8 年 2 月 16 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 業務内容及び予定数量 仕様書及び別表第 1 のとおり
- 5 契約単価 別表第 1 のとおり

- 6 契約の保証
(該当するものに☑)

発注者が指定する契約の保証

☐ (1) 金銭的保証 ☐ (2) 保証人方式 ☒ (3) 免除

受注者が選択する金銭的保証の種類

※上記(1)が指定された場合に以下のいずれかを選択

☐ 契約保証金 ☐ 有価証券（利付国債又は地方債）
☐ 金融機関の保証 ☐ 履行保証保険

- 7 個人情報又は情報資産の取扱い ☒ あり ☐ なし
(該当するものに☑)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 2 月 16 日

発注者 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長

印

受注者

印

(別表第1)

番号	委 託 内 容	予定数量	単位	契約単価	うち取引に係る 消費税及び 地方消費税の額	特記事項
1	労働時間内派遣費	2,774.50	時間			交通費等一切の諸経費を含む
2	労働時間外派遣費	0	時間			交通費等一切の諸経費を含む

(注) 支払時の円未満の端数処理は最後の合計時に行う。すなわち、契約単価に委託内容ごとの精算期間中の実績数量を乗じて得た額の合計(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)が支払金額となる。

(別表第2)

区分	精算期間
2月分	令和 8 年 2 月 16 日 ~ 令和 8 年 2 月 末 日
3月分	令和 8 年 3 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 末 日

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）に契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内、労働者を派遣するものとし、発注者は、その契約単価に履行した数量を乗じて得た金額（以下「契約金額」という。）を支払うものとする。
- 3 受注者及び発注者に派遣される受注者の社員（以下「派遣労働者」という。）は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、福岡簡易裁判所又は福岡地方裁判所を合意による専属的合意管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。ただし、軽微なものについてはこの限りではない。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(派遣業務内容等に関する合意)

- 第3条 派遣労働者の従事すべき業務（以下「派遣業務」という。）の内容、就業場所、発注者において派遣労働者を指揮命令する者その他労働者派遣の実施に関し必要な細目については、仕様書及び別途合意による労働者派遣個別契約によるものとする。
- 2 労働者派遣個別契約の締結に際しては、発注者の求める派遣業務内容、派遣業務遂行に必要な知識、技術、経験の水準その他の就業条件について発注者と受注者とが協議するものとする。
- 3 発注者は、労働者派遣個別契約の締結に際し派遣労働者の性別、年齢を指定してはならないほか、事前面接や履歴書の送付その他派遣労働者を特定する目的の行為を行わないものとする。
- 4 発注者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）第40条の2第1項各号に掲げる派遣業務以外の派遣業務についての労働者派遣契約締結に際しては、これに先立ち当該派遣業務に係る役務の提供が開始される日以後当該派遣業務について同条第2項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。
- 5 受注者は、前項の通知がない場合は当該派遣業務についての労働者派遣個別契約の締結をしないものとする。

(就業の確保)

第4条 受注者は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、この契約の遂行に支障を生じ若しくは発注者の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。

2 受注者は、労働者の派遣の実施に際し、派遣労働者について傷病その他の理由により欠務を生じる場合は、発注者と受注者とが協議のうえ代替の派遣労働者の派遣等、適切な措置を講じなければならない。

3 発注者は、派遣労働者について派遣業務遂行上著しく不相当と客観的に認めるに足りる相当の理由があるときは、その理由を示して受注者にその交替を求めることができる。

4 受注者は、前項の規定による要求があったときは、要求を受けた日から10日以内に、当該派遣労働者の交替を行うなど必要な措置をとり、その結果を発注者に通知しなければならない。

(派遣業務指揮)

第5条 発注者は、派遣労働者について、その者が発注者において従事すべき派遣業務の遂行に関し必要な指揮命令を行うことができる。

2 前項の指揮命令を行う者（以下「指揮命令者」という。）は、労働者派遣個別契約において定める。

3 受注者は、派遣労働者について、第1項の指揮命令のほか派遣労働者の就業に関し発注者が行う指示に従い、また発注者における職場秩序維持に努めるよう、適切な措置を講じなければならない。

4 発注者は、労働者派遣個別契約に定める就業条件等に違反して派遣労働者を使用してはならない。

(就業条件の確保)

第6条 発注者は、指揮命令者等の関係者に対し労働者派遣個別契約で定められた就業条件や派遣先として講ずべき措置内容、労働基準法の適用に関する事項等を周知させる、定期的に就業場所を巡回し就業状況が労働者派遣個別契約に違反していないことを確認する、指揮命令者から就業状況の報告を受ける、指揮命令者に対し労働者派遣個別契約に違反することとなる派遣業務指示を行わないよう指導する等の措置を講ずることにより、派遣労働者の就業条件の確保に努めなければならない。

(説明助言)

第7条 発注者は、派遣労働者の受入れに際し、派遣労働者が円滑的確に就業するために必要な、発注者における他の労働者と派遣業務上の関係その他職場における留意事項について助言等を行うとともに、第9条に定める苦情処理の方法及び派遣労働者が利用できる福利厚生措置等がある場合はこれについての説明を行わなければならない。

(連絡体制)

第8条 発注者及び受注者は、互いに適正な派遣就業を確保するために必要な連絡調整を的確に行わなければならない。

(苦情処理)

第9条 発注者及び受注者は、派遣労働者からの苦情が生じた場合に備え、労働者派遣個別契約においてその責任者及び窓口担当者を定め、派遣労働者からの苦情の申出があった場合は互いに必要な連絡調整を行い、協力して適切迅速に苦情を処理しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を、あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、発注者が定めるところにしたがって、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第6条の規定に基づき主務大臣の認可を受けて設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して同時に派遣料請求債権を譲渡する場合（仕様書に譲渡を禁止

する規定がある場合を除く。)は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて派遣料請求債権の譲渡を行った場合、発注者の派遣料の支払による弁済の効力は、福岡市会計規則（昭和 39 年福岡市規則第 20 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、支出担当者が支出命令書を会計管理者又は区会計管理者に送付した時点で生ずるものとする。
- 3 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第 10 条の 2 受注者は、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成 7 年 1 月 11 日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び第 31 条の 2 第 1 項第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者を契約の履行に関して使用してはならない。

（個人情報・情報資産の保護）

- 第 11 条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、この契約に基づく業務を実施するに当たっては、個人情報を適正に取り扱わなければならない。派遣労働者にその遵守を徹底させるため必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、この契約に基づく業務を実施するに当たっては、発注者が所掌する情報資産（情報システム並びに情報システムの開発と運用に係るすべての情報及び情報システムで取り扱う総ての情報をいう。以下同じ。）の機密性（権限のない者への情報の提供を防止することをいう。以下同じ。）、完全性（情報資産の改ざん、破壊等による被害を防止することをいう。）、可用性（権限のある者にいつでも情報資産の利用を可能にすることをいう。）を損なうことがないように、情報資産を適正に取り扱わなければならない。派遣労働者にその遵守を徹底させるため必要な措置を講じなければならない。
 - 3 受注者は、労働者を派遣するに当たり、派遣労働者に対して、個人情報保護法に定める責務や罰則が適用されることを周知しなければならない。
 - 4 発注者は、派遣労働者に対し、個人情報保護法に基づく個人情報の適切な取扱いや福岡市情報セキュリティに関する規則及び情報資産に関するセキュリティ対策についての十分な研修を行い、その指導を徹底しなければならない。
 - 5 受注者は、この契約に基づく業務を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。派遣労働者にその遵守を徹底させるため必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

- 第 12 条 受注者は、派遣業務の遂行により知り得た発注者の業務に関する秘密情報（個人情報、法令又は条例の定めにより守秘義務を課されている行政情報、情報システムに係るパスワード及びシステム設定情報及びそれ以外の福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号）第 7 条各号に規定する非公開情報の一切）について、その機密性を保持し、これを本契約及び個別契約の履行以外の目的に使用し、複写及び複製し、又は第三者に提供してはならない。また、派遣労働者にもその遵守を徹底させなければならない。
- 2 受注者は、自らの従業者に本条並びに法第 24 条の 4 の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

（誓約書及び違約金）

第 13 条 発注者は、受注者を通じて発注者あてに、派遣労働者から個人情報保護法及び福岡市情報セキュリティに関する規則の遵守並びに前条に定める秘密の保持の履行に関する誓約書を提出させ、発注者が保有する情報について、適正な取扱いと秘密の保持を確保するものとする。

2 受注者が、前 2 条の義務に違反した場合には、発注者は受注者に対して予定契約金額の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として請求することができる。

3 前 2 条及び本条の規定は、本契約又は個別契約終了後においても適用されるものとする。

(監督員)

第 14 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) この約款及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(2) この契約の履行に関する受注者又は受注者の派遣元責任者との協議

(3) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

3 発注者は、2 名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 この約款に定める受注者の発注者に対する書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(派遣元責任者)

第 15 条 受注者は、業務の管理を行う派遣元責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。派遣元責任者を変更したときも、同様とする。

2 派遣元責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約単価の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、次条第 1 項の規定による請求の受理、同条第 2 項の規定による決定及び通知、同条第 3 項の規定による請求、同条第 4 項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを派遣元責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(派遣元責任者等に対する措置請求)

第 16 条 発注者は、派遣元責任者又は派遣労働者がその業務の実施につき著しく不相当と客観的に認めるに足る相当の理由があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員等がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(派遣先責任者)

第17条 発注者は、派遣業務の管理を行う派遣先責任者を定め、その氏名その他必要な事項を受注者に通知しなければならない。派遣先責任者を変更したときも、同様とする。

2 派遣先責任者は、この契約の履行に関し、派遣業務の管理及び統轄を行うほか、契約単価の変更、履行期間の変更、契約金額の支払い、前条第1項の規定による請求、同条第2項の規定による通知の受領、同条第3項の規定による請求の受領、同条第4項の規定による決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく発注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを派遣先責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を受注者に通知しなければならない。

(勤務実績の報告義務等)

第18条 受注者は、仕様書の定めるところにより、派遣労働者の勤務実績を報告しなければならない。

2 受注者及び派遣労働者は、派遣業務の実施に当たって事故が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに発注者に当該事故の状況を報告するとともに、発注者と協議のうえ、両者協力をして事故に対し十分な措置を講じるものとする。

(善管注意義務)

第19条 派遣労働者は、発注者の施設その他発注者の所有する物品等（以下「施設等」という。）を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 受注者は、派遣業務遂行上、派遣労働者の故意又は過失により施設等が滅失し、若しくはき損したときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の指揮命令又は指示等に従うことにより生じた場合は、この限りではない。

(条件変更等)

第20条 受注者は、業務を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書に誤謬又は脱漏があること。
- (2) 仕様書の表示が明確でないこと。
- (3) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (4) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第21条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者の合意を得て受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第22条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第23条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約単価の変更方法等)

第24条 契約単価の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第25条 受注者及び派遣労働者がその業務を行うにつき、故意又は過失により発注者に損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）を与えた場合については、受注者がその損害を賠償する。ただし、その損害が派遣労働者に対する発注者の指揮命令又は指示等により生じたとき等、発注者の責めに帰すべき事由により生じたときはこの限りではない。

- 2 受注者は、天災事変、暴動その他不可抗力による場合及び建造物、施設若しくは物品（以下「建造物等」という。）自体のかし又は建造物等に係る発注者の管理のかしに基づく場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。

(第三者に及ぼした損害)

第26条 受注者及び派遣労働者が業務を行うにつき故意又は過失により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者及び派遣労働者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決にあたるものとする。

(契約単価の変更に代える仕様書の変更)

第27条 発注者は、第20条から第22条までの規定により契約単価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約単価の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

(勤務実績の確認)

第28条 受注者は、仕様書に定めるところにより、派遣労働者の勤務実績確認のための書類を提出し、発注者の確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に、仕様書に定めるところにより、勤務実績を確認しなければならない。

3 前項の規定による確認の結果、内容に疑義がある場合は発注者と受注者とが協議して決定する。この場合においては、決定内容を業務の履行とみなして前2項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

第29条 受注者は、前条第2項の発注者の確認が完了したときは、発注者に契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に確認をしないときは、その期限を経過した日から確認をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(支払遅滞の場合における損害金等)

第30条 発注者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。

(1) 正当な理由なく、本契約に定める義務の履行を怠ったとき。

(2) 業務の実施が著しく不適當若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(3) この契約の履行にあたって不正の行為を行ったとき。

(4) 第1条第3項の規定に反する行為を行ったと客観的に認められるに足る相当の事由があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この契約又は福岡市契約事務規則に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと客観的に認めるに足る相当の理由があるとき。

(6) 第32条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、専ら発注者に起因する事由により、労働者派遣個別契約の就業期間が満了する前に労働者派遣個別契約の解除を行おうとする場合には、受注者の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって受注者に解除の申し入れを行うこととする。

3 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由により労働者派遣個別契約の就業期間が満了する前に労働者派遣個別契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該個別契約の解除に伴い受注者が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。

例えば、受注者が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、受

注者がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合には、発注者による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより受注者が解雇の予告をしないときは 30 日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が 30 日に満たないときは当該解雇の日の 30 日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。

その他発注者は受注者と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。

また、発注者及び受注者の双方の責に帰すべき事由がある場合には、発注者及び受注者のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

- 4 発注者は、履行期間が満了する前にこの契約の解除を行おうとする場合であって、受注者から請求があったときは、この契約の解除を行った理由を受注者に対し明らかにすることとする。

(暴力団等関与に対する発注者の解除権)

第 31 条の 2 発注者は、福岡県警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この項において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。））。以下この項において「構成員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められる者に派遣料債権を譲渡したとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (9) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第 1 号から 8 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (10) 受注者が、第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項第 10 号の規定により、下請契約又は資材、原材料の購入契約が解除されたことにより生じる当該契約当事者の損害その他同号の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 31 条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、予定契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前 2 条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(受注者の解除権)

第 32 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしてこの契約を解除することができる。

- (1) 第 22 条の規定により、発注者が履行を一次中止させる場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき、又は履行期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。
 - (2) 第 20 条第 4 項又は第 21 条の規定により、発注者が仕様書等の内容を変更しようとする場合において、予定契約金額が 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。
 - (3) 発注者が、契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
- 3 受注者は、履行期間が満了する前にこの契約の解除を行おうとする場合であって、発注者から請求があったときは、この契約の解除を行った理由を発注者に対し明らかにすることとする。

(解除の効果)

第 33 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 28 条第 2 項の規定による確認が完了した部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を履行した部分があるときは、当該履行部分を確認の上、当該確認が完了した部分に相応する契約金額（以下「既履行部分契約金額」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分契約金額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(就業機会の確保)

第 34 条 発注者及び受注者は、労働者派遣個別契約の就業期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣個別契約の解除を行った場合には、発注者の公募制による会計年度任用職員制度を紹介する等により、当該労働者派遣個別契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(談合等の不正行為に対する違約金)

第35条 受注者が、次に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定契約金額（予定契約金額の変更があった場合には、変更後の予定契約金額）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われなときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、発注者が当該を超える額の支払いを請求することを妨げるものではない。
 - 3 前2項の規定は、この契約が完了した場合においても同様とする。
 - 4 発注者は、受注者が第1項各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（虚偽書類提出等の不正行為に対する違約金）

第35条の2 受注者は、虚偽の書類の提出等不正な手段により派遣料の支払いを受けたときは、当該派遣料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者に損害が生じた場合に、発注者がその損害の賠償を別途請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に存続するものとする。
- 4 発注者は、受注者が第1項に規定する場合に該当するときは、この契約を解除することができる

（施設等の供与）

第36条 発注者は、派遣労働者が派遣業務を実施するに当たり、必要と認める範囲の施設及び物件等を派遣労働者に無償で供与するものとする。

- 2 発注者は、派遣労働者が派遣業務を実施するために直接必要とする電力、用水等があるときは、派遣労働者に無償で供給するものとする。

(緊急時の措置)

第 37 条 発注者は、業務の実施に当たり緊急に必要と認めるときは、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。

(福岡市契約事務規則等の遵守)

第 38 条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、法及び福岡市契約事務規則（昭和 39 年福岡市規則第 16 号）その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(規定外の事項)

第 39 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受注者は、この契約に基づく派遣業務を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受注者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

また、派遣労働者にもこれらの遵守を徹底させなければならない。

2 定義

（１）個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（２）個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

（３）特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

（４）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（５）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（６）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（７）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受注者は、派遣業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせては

ならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受注者は、その従業員に派遣業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業員を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・派遣業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、派遣業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業員の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受注者は、定められた履行場所以外で派遣業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受注者は、派遣業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受注者は、派遣業務以外の目的のために派遣業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受注者は、派遣業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受注者は、派遣業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 報告及び監査・検査の実施

市は、受注者における派遣業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

11 事故等発生時の報告

受注者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

12 派遣業務終了時の返還、廃棄等

受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、派遣業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

13 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

14 契約の解除及び損害の賠償

市は、受注者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受注者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。